

サブカテゴリー解説

サブカテゴリー 1 . サービス情報の提供

評価項目

- 1 子どもや保護者等に対してサービスの情報を提供している

【解説】

このサブカテゴリーは、事業者がサービス利用者である子どもやその保護者に対して、いかにサービス内容にかかわる情報を提供しているのかを評価する項目です。

情報の非対称性という言葉で説明されるように、一般的に福祉サービスの利用者は、情報が少なく、不利な立場に置かれがちですが、利用者と事業者の対等な関係のもとに構築される新たな時代の福祉サービスにとっては、利用者に対する情報提供が大きな意味をもっています。

現時点では、利用者の多くが事業者を選択することができるとは限らないため、「利用者」に対して情報提供や案内を積極的に実施していこうとする事業者は少数かもしれませんが、事業所としての組織の透明性や信頼性を高めていくためにも重視される項目といえます。

また、施設で生活を送るのは子どもであるため、子どもに対しても情報を提供していくことが求められています。

ここでは、直接的なサービス利用者のみならず、サービス選択のための情報提供や相談業務にあたる関係機関等への情報提供や説明も含んでいます。

評価項目 1 - 1

「子どもや保護者等に対してサービスの情報を提供している」

【評価項目のねらい】

この項目では、当該事業者が子どもや保護者に対して、提供するサービスを利用するための事前情報として、どのように情報提供しているのか、また、子どもや保護者のニーズを考慮して情報提供をしているのかを評価します。

パンフレットやホームページの存在自体が評価項目のねらいなのではなく、利用を希望する子どもや保護者の特性や情報活用方法を念頭におき、提供内容や方法に工夫がされ、わかりやすいものになっているかについて評価します。

また、利用を希望する子どもや保護者によっては、事業所から直接情報を入手することが必ずしも一般的であるとは言い切れないことから、サービスの調整や基盤整備にあたる区市町村等行政機関への情報提供が行われているかどうかもポイントになります。

さらに、問い合わせや見学等により、実際のサービスがどのように提供されているのか、具体的な情報提供のあり方についても評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.子どもや保護者が入手できる媒体で、事業所の情報を提供している	・子どもや保護者に向けた情報提供手段があるか。媒体は入手可能なものであれば、いずれでも構わない。

2.子どもや保護者の特性を考慮し、提供する情報の表記や内容をわかりやすいものになっている	・子どもや保護者が情報の内容を理解できるよう工夫しているか。
3.事業所の情報を、行政や関係機関等に提供している	・子どもや保護者への情報提供だけでなく、サービス情報源となる行政等に対して、どのように情報を提供しているか。
4.子どもや保護者の問い合わせや見学（可能な場合）の要望があった場合には、個別の状況に応じて対応している	・利用前の情報提供は、希望時間帯や知りたい内容を考慮して対応しているか。 ・実績がない場合は、体制を整備しているかどうかを確認する。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

現在採用している広報媒体や提供している情報内容が、子どもや保護者にとって適切なものか、子どもや保護者がどのような情報を求めているのかを把握しているか、情報の更新体制が整っているのか等について着目します。

問い合わせや見学を希望する子どもや保護者の状況をどのように捉え、どのような視点にたって有効な手段を講じているのかに着目します。

【留意点】

効果的な情報提供を考えるにあたって、子どもの紹介記事や写真掲載、ビデオ等の作成はリアリティもあり、一つの有効な手段となる可能性があります。同時に、被写体となる子どものプライバシー保護など、サービスを利用している子どもへの配慮も必要となります。これらの内容は「サブカテゴリー 5 .プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重」で評価します。

【事業者との対話を進めるために】

「保護者は、（サービス情報を入手するという観点から考えた場合）どのような状態にあると思いますか。」

「子どもや保護者は、サービスの利用前にどのような情報提供を望んでいるのでしょうか。」

「子どもや保護者に、事業所が提供するサービスを理解してもらうためには、どのような工夫が必要なのでしょうか。」

サブカテゴリー 2 . サービスの開始・終了時の対応

評価項目

- 1 サービスの開始にあたり子どもや保護者に説明し、同意を得ている
- 2 サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援している

【解説】

このサブカテゴリーは、事業者がサービスの利用開始や終了にあたって、どのような対応をしているのかということの評価する項目です。

福祉サービスにはさまざまな形態がありますが、いずれの場合でも、利用に際して利用者に対する十分な説明と、利用者が納得したうえでの同意確認が重要になります。

特にサービスを直接利用するのは子どもであり、サービスの開始時には、生活環境の変化による子どもへの影響が予測されることから、その点についてのきめ細かい対応も求められます。その際には、保護者への配慮も必要となります。

また、さまざまな理由によるサービスの終了時においても、関係機関との連携等を通じて、子どもや保護者の生活の継続性に配慮した対応をしているかどうかが問われます。

評価項目 2 - 1

「サービスの開始にあたり子どもや保護者に説明し、同意を得ている」

【評価項目のねらい】

この項目では、事業者が初めてサービスを利用する子どもや保護者に対して、どのようにサービス内容を伝え、説明し、納得を得ているのかを評価します。

説明にあたっては、利用する子ども一人ひとりや保護者の状況を念頭におき、周知すべき重要事項が精査されているか、説明や同意確認がどのように行われているかについても視野に入れる必要があります。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.サービスの開始にあたり、基本的ルール、重要事項等を子どもや保護者の状況に応じて説明している	・事業所の基本方針・ルール・重要事項等を子どもや保護者が理解できるよう伝達しているか、説明資料や記録等で確認する。
2.サービス内容や利用者負担金等について、子どもや保護者の同意を得るようにしている	・子どもや保護者に事業所が提供するサービス内容をどのように伝達しているか。 ・保護者に対する利用者負担金等に関する説明や同意確認はどのように行われているか。 ・単に説明をするだけでなく、子どもや保護者の同意を得るための手段を講じているか。
3.サービスに関する説明の際に、子どもや保護者の意向を確認し、記録化している	・事業所が定めているルール・重要事項等に対する子どもや保護者の意見・要望・質問等を記録しているか、説明資料や記録等で確認する。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

子どもや保護者に誤解を与えることのないよう的確な説明をしているか、子どもや保護者の個別性に配慮したきめ細かな対応をしているかなどに着目します。

低年齢児に対する説明や判断能力が十分でない子どもに対する同意確認がどのように工夫され、行われているのかについても着目します。

【留意点】

重要事項については、社会福祉法等で定められている書面等の内容に限定して考える必要はありません。各事業者が、独自に実施しているわかりやすい情報提供の内容及び方法の工夫を評価することが必要です。

判断能力が十分でない子どもの場合、詳細な事項を説明することは難しい場合もあります

が、施設を利用するのは子ども本人であり、日常生活の内容をわかりやすく伝えることも求められています。

【事業者との対話を進めるために】

- 「子どもや保護者には、どのような方法で事業所の基本事項を説明していますか。」
- 「サービスの利用前に、子どもや保護者に特に伝えておくべき事項はどのようなことですか。」
- 「サービスの利用前に、終了時のことをどのように子どもや保護者の方に説明していますか。」
- 「利用者調査 10 の結果をどのようにお考えですか。」

評価項目 2 - 2

「サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援している」

【評価項目のねらい】

この項目では、子どもがサービス利用を開始する際に、環境の変化などにより受ける影響を緩和するための支援や、子どもが新たな環境に馴染めるようにするための配慮などについて評価します。

また、事業者の変更を含めて、子どもがサービスを終了する場合、子どもやその保護者の不安を除去し、これまでと同水準のサービスを継続して利用することができるような取り組みをしているかどうかを評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.サービス開始時に、子どもの支援に必要な個別事情や要望を決められた書式に記録し、把握している	・一定様式を定めて当初アセスメントを行っているか、アセスメント様式と情報収集方法、記録状況等を確認する。
2.利用開始直後には、子どもの不安やストレスを軽減するよう配慮している	・利用開始直後の子どもには、どのような対応を基本にしているか。人員配置の工夫や暫定的な日課、職員や他の子どもへの紹介方法等具体的方策を確認する。
3.サービス利用前の生活をふまえた支援をしている	・子どもと保護者のこれまでの生活習慣等をふまえた支援の事例など、具体的対応策を計画や記録等で確認する。
4.サービスの終了時には、子どもや保護者の不安を軽減し、支援の継続性に配慮した支援をしている	・サービス終了時に際して、保護者にアドバイス等の支援をしている事項を手引書や記録等で確認する。 ・必要に応じて関係機関と連携している場合は併せて確認する。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

環境の変化に対する緩和策として、子どもの個別状況に応じた柔軟な対応策をどのようにしているかに着目します。

【留意点】

情報収集の際は、「サブカテゴリー 5 . プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重」との関連

を考慮する必要があります。

子どもの状況によっては、これまでの生活習慣が必ずしも好ましいものとは限らない場合があります。しかし、好ましい生活習慣を子どもが獲得するためには、子どもや保護者の納得が重要になり、その基盤として、これまでの生活の実態を把握することが求められます。

虐待や複雑な家庭環境など、困難な要因によってサービス利用を開始する子どももあり、事業者には子どもを取り巻くさまざまな背景を理解することが求められています。

福祉サービスの中には、サービス終了後の保護者へのアフターケアを事業として実施しているものがあります。これらの評価は、「サブカテゴリー 4 . サービスの実施」において行うものとし、この評価項目では、終了時の手続きについて評価します。

【事業者との対話を進めるために】

「サービスを利用する前に、子どもや保護者に関してどのような情報を収集していますか。」

「利用開始にあたっては、特にどのような点に配慮していますか。」

「子どもがサービスを終了する場合、どのような配慮が求められていますか。」

サブカテゴリー 3 . 個別状況に応じた計画策定・記録

評価項目

- 1 定められた手順に従ってアセスメントを行い、子どもの課題を個別のサービス場面ごとに明示している
- 2 子どもや保護者の希望と関係者の意見を取り入れた個別の受入計画を作成している
- 3 子どもに関する記録が行われ、管理体制を確立している
- 4 子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している

【解説】

このサブカテゴリーは、サービス利用者の個別状況をふまえたうえで、利用者支援の基礎となるサービス実施計画(受入計画)をどのように策定しているのか、実際に施設を利用する子ども一人ひとりに対する支援方法にどのような工夫を施しているのか、個別対応にかかわる情報をどのように記録し、職員間で共有化しているかを評価する項目です。

数日間の利用など計画作成が困難な場合もあり、全ての利用者に同じレベルの計画作成を求めるものではありませんが、適切な支援のためには計画性をもった対応が必要となります。

評価項目 3 - 1

「定められた手順に従ってアセスメントを行い、子どもの課題を個別のサービス場面ごとに明示している」

【評価項目のねらい】

この項目では、子どもに対する個別対応をするにあたって、発達状況や家族関係等を含む生活環境など、子ども一人ひとりに関わる情報や要望をどのように把握し、個別の課題として明確化しているのかについて評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.子どもの心身状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって記録し把握している	・一定様式を定めて利用者の心身状況等を記入し、把握しているか。アセスメント様式と記入状況等を確認する。
2.子どもや保護者のニーズ・課題を明示する手続きを定め、記録している	・収集した情報等をもとに、子どもや保護者のニーズ及び課題を明確にし、記録する方法を確立しているか。
3.アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている	・子どもや保護者の課題分析は、定期的に見直す時期や手順を文書等で定めているか。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

アセスメントを行う際の着眼点や様式の工夫点等を確認し、利用者支援に必要な情報収集・課題分析ができているかどうかに着目します。

【留意点】

ここではアセスメントを、福祉サービスを利用する子どもと保護者に関わる情報収集と、その分析及び課題設定というプロセスとして捉えています。各々の課題を明確にし、利用者の個別状況に応じたサービスを実施するために、アセスメントは不可欠な過程であるといえます。

【事業者との対話を進めるために】

「アセスメント様式はどのようなものを使っていますか。その様式を選択したのは、なぜですか。」

「個別の目標を設定するうえで配慮しているのはどのような点ですか。」

評価項目 3 - 2

「子どもや保護者の希望と関係者の意見を取り入れた個別の受入計画を作成している」

【評価項目のねらい】

この項目では、子ども一人ひとりに対する個別の受入計画の作成・見直し状況について評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.計画は、子どもや保護者の希望を尊重して作成、見直しをしている	・受入計画策定の過程で、子どもや保護者の意向・希望を把握し、それを尊重した作成や見直しのしくみが確立しているか。
2.計画を子どもや保護者にわかりやすく説明し、同意を得ている	・計画を子どもや保護者が理解できるように説明し、どのように工夫をして、同意を確認しているか。

3.計画は、見直しの時期・手順等の基準を定め、必要に応じて見直している	<ul style="list-style-type: none"> ・計画見直しの必要性が明確にされ、それに基づいた改訂時期や改定頻度の基準等をどのように定めているか。 ・必要な関係者が計画策定に参画しているか。
4.計画を緊急に変更する場合のしくみを整備している	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の状況の変化等に伴う緊急時の計画変更にあたって、迅速な判断体制や準拠規程をどのように定めているか。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

計画策定にあたり、子どもや保護者の意向等をどのように反映させるかなど組織としての基本的姿勢の確保に着目します。

子どもに関する日常生活の記録が、計画策定や見直しとどのようにリンクしているのかについても着目します。

【留意点】

計画の作成にあたり、判断能力等の十分でない子どもや、保護者の参画、同意を得るための工夫がどのようにおこなわれているのか等を確認する必要があります。

子ども一人ひとりの状況に応じた適切な計画内容となるよう、施設内・外の専門職の意見の反映や、計画作成に参加する職員の構成に配慮することが求められています。

【事業者との対話を進めるために】

「子どもや保護者の希望や意向を引き出すために、どのような工夫をしていますか。」

「子どもと保護者の意向が食い違う場合の対応はどのようにしていますか。」

「計画策定にあたっての基本方針は、どのようなものですか。」

評価項目 3 - 3

「子どもに関する記録が行われ、管理体制を確立している」

【評価項目のねらい】

この項目では、子どもの個別対応をするうえで、職員が子どもの状況の変化等をいかに記録しており、その管理体制がどのような状況になっているのかを評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.子ども一人ひとりに関する情報を過不足なく記載するしくみがある	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な子どもとの関わりや子どもに関する情報を記録しているか。 ・記録内容の的確性を確認する手段(指導者が点検する、会議等で討議する等)があるか。
2.計画に沿った具体的な支援内容と、その結果子どもの状態がどのように推移したのかについて具体的に記録している	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの関わりがどのように記録されているか。計画との整合性、支援者の働きかけ、利用者の変化などを具体的に記録化する方策(記録様式の整備、OJTやマニュアル等)をどのように定め、実際に記録されているか。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

記録内容や記録方法の客観性・的確性を高めるためのしくみや工夫、必要に応じて行う子どもや保護者への記録開示、記録内容の確認等利用者の視点に立った取り組みがあるかどうかに着目します。

【留意点】

記録の管理及び活用に関しては、個人情報の取扱いと職員間での共有化を考慮する必要があります。これらについては、次の評価項目 3 - 4 に関連しています。

【事業者との対話を進めるために】

「記録を記入するうえで重要なポイントは、どのようなことですか。」

「効果的な記録を作成するために、どのような点に配慮していますか。」

「記録を適切に管理し、活用するために、どのような工夫をしていますか。」

評価項目 3 - 4

「子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している」

【評価項目のねらい】

この項目では、子どもの個別対応をするうえで、職員間(必要な場合は関係機関の職員も含む)でどのように子どもに関する情報の共有化が行われているのかを評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.計画の内容や個人の記録を、関係する職員すべてが共有し、活用している	・子ども一人ひとりの計画や記録を職員間で共有化し、活用する方を確保しているか。
2.申し送り・引継ぎ等により、子どもに変化があった場合の情報を職員間で共有化している	・日常の軽微な変化を含めて、子どもや保護者の変化に関わる情報を共有する方を確保しているか。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

子どもに関する情報の共有化が現実にどの程度行われ、活用しているか、それを確認する手段を有しているかなど、機能性に着目します。

【事業者との対話を進めるために】

「日常の記録をどのように活用していますか。」

「職員間で個人情報を共有化する効果はどのようなことですか。」

「申し送りの際に、必ず伝える事項はどのようなものですか。」

サブカテゴリー 4 . サービスの実施

評価項目

- 1 個別の受入計画をいかしながら、子どもに合った自立(自律)生活を送るための支援をしている
- 2 栄養のバランスを考慮したうえでおいしい食事を楽しく食べられるよう工夫している
- 3 身の回りの支援に関しては、子どもの立場を考えてサービスを行っている
- 4 子どもの健康を維持するための支援を行っている
- 5 子どもの自主性を尊重し、サービス利用時の生活が楽しく快適になるような取り組みを行っている
- 6 施設と家族との連携を図っている
- 7 地域との連携のもとに子どもの生活の幅を広げるための取り組みを行っている

【解説】

このサブカテゴリーでは、サービスを利用している利用者の特性をどのように考慮してサービスが提供されているのか、実施しているサービス内容の効果をあげるために、事業所としてどのような工夫がなされているかなど、実際に提供しているサービスの内容を評価する項目です。このサブカテゴリーは特に、事業所各々の特徴が現れると考えられますが、基本は利用者本位のサービス提供であると思われます。

なお、利用者本位のサービスという視点から考えると、実際にサービスを受ける子どもやその保護者の意向、あるいは子どもの生活習慣等を尊重することが考えられますが、その一方で、健康管理等と相反する場合があることも否めません。そのような場合においても事業所が子どもや保護者に対し、どう向き合っていくのが大切であるといえます。

また設備面(ハード面)や備品の整備状況のみに着目するのではなく、たとえ設備が古くてもそれを補うために事業所でどのように工夫し、取り組んでいるのかを評価します。

評価項目 4 - 1

「個別の受入計画をいかしながら、子どもに合った自立(自律)生活を送るための支援をしている」

【評価項目のねらい】

この項目では、「サブカテゴリー 3 . 個別状況に応じた計画策定・記録」で作成された受入計画に盛り込まれた内容が、自立をめざした日々の活動場面でどのように具体化され、実践されているかを評価します。

短期入所においては、子どもとの関係性を構築することが難しい場合もありますが、職員が個別状況に応じて子どもや保護者と十分な意思疎通を図り、そのニーズを的確に判断したうえで、情報提供、相談、助言等を行うことが求められています。

この項目は、前のサブカテゴリーで策定された計画が実際の生活場面でいかされ、機能しているのかを見る項目であり、その整合性も視野に入れて評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.受入計画に基づいて支援を行っている	・計画の内容を日常の支援にどのように反映しているか。 ・計画を反映した支援かどうかを確認する手段を有しているか。
2.子どもの特性に応じて、コミュニケーションのとり方を工夫している	・自分の考えを表現することが難しい子どもと、どのように意思疎通を図っているか。その方法を職員間で共有化しているか。
3.子どもの発達や就学のために必要なさまざまな情報を子どもや保護者に提供している	・子どもの状況に応じた情報をどのように提供しているか、内容・方法の工夫等を記録等で確認する。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

生活の継続性をふまえつつ、子ども一人ひとりの状況に応じた自立生活を実現するために、どのような支援をしているのか、その具体的な方策と実施状況を確認する必要があります。

【留意点】

ここで言う「自立」の内容は、子ども一人ひとりの状況等に応じたものであり、必ずしも経済的自立や身辺自立だけを指すのではなく、広く精神的自立や社会的自立につながる内容も含まれます。また近年、社会福祉の援助においては、子どもの自己決定に基づいて自らの行動をコントロールすること、すなわち「自律」を支援するという観点が重視されています。

障害状況によっては、日常生活の充実そのものが自立へのステップとなる場合もあります。

近年、子どもの「できない」ことを補う支援を超えて、エンパワメント理論やICF(国際生活機能分類)、ストレングスモデルの考え方等が普及しつつあり、子どもの「できること」に着目した支援が注目されています。

【事業者との対話を進めるために】

「子どもの自立生活について、どのようにお考えですか。」

「自立生活を支える支援で特に重要な点は、どのようなことですか。」

評価項目 4 - 2

「栄養のバランスを考慮したうえでおいしい食事を楽しく食べられるよう工夫している」

【評価項目のねらい】

この項目では、栄養面や衛生面、安全面での配慮を含めた施設で提供する食事や嗜好品等の提供(介助を含む)に関する取り組み内容を評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.子どもの状態や嗜好に応じて献立を工夫している	・食事メニューは季節感や子どもの嗜好を考慮したものになっているか。献立表や食事会議、嗜好調査等の実態を確認する。

2.子どもの状態やペースに合わせて食事がとれるよう、必要な支援を行っている	・見守りや声かけを含む食事介助を、必要な子どもに対して適宜行っているか。
3.食事時間が楽しいひとときとなるよう環境を整えている	・子どもの状態に合った食器や椅子、テーブル等の環境整備を行っているか。 ・食事場所の配慮や食堂の装飾・音楽等を含めた環境設定等、子どもの状況や意向に応じて食事を楽しむ工夫を行っているか。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

子どもの日常的な食事のとり方に配慮した支援や、食事を豊かに楽しむ工夫に着目する必要があります。

【留意点】

これらの評価には、訪問調査時に、子どもが食事をとっている様子を実際に観察することも有効です。

子ども一人ひとりの疾病等の状況により、食事制限が必要な場合など、子どもの健康管理を個人の嗜好に優先させることがあります。

利用形態の特性上、子どもには偏食があることも想定されます。利用者調査の結果に出てくる子どもの「おいしい」「おいしくない」という意見は、おいしい食事を提供していないということに直結するものとは限りません。しかし、健康面等を考慮して提供される食事が、子どもにとっても「よいもの」と実感できるようになる対応がどのように行われているかということを確認する必要があります。

【事業者との対話を進めるために】

「短期入所の食事に関して、もっとも重視していることは何ですか。」

「子どもが、食事について望んでいることは何だと思えますか。」

「利用者調査 1 の結果をどのようにお考えですか。」

評価項目 4 - 3

「身の回りの支援に関しては、子どもの立場を考えてサービスを行っている」

【評価項目のねらい】

この項目では、子どもの状態や希望に応じた日中活動、入浴、排泄、整容、その他身の回りの支援など通所活動をするうえで必要な支援が行われているかどうかを評価します。また、子どもの主体性に配慮した支援となっているかについても評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.身の回りのことは自分で行えるよう、働きかけや必要な介助をしている	・状況に応じて、自分で行えることを自ら行えるよう必要な支援をしているか。身体機能や認識力の差異による支援の濃淡等を具体的事例等で確認する。

2.入浴や排泄の支援は、子ども一人ひとりの健康状況や身体機能に合わせて行っている	・子どもの状況に応じた支援をどのように行っているか。子どもの排尿・排便間隔等の把握、福祉用具の活用など具体的事例等で確認する。
3.日常生活上の必要な支援は、子どもの状態やペースにあわせて行っている	・入浴・排泄以外の日常生活上の必要な支援は、子どもの状況に配慮して行われているか。具体的な事例等で確認する。
4.【送迎を実施している事業所のみ】送迎は、子どもと保護者の状況に応じて行っている	・子ども一人ひとりの身体状況や家庭状況に応じた送迎の支援を行っているか。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

短期間で子どもとの関係を構築し、子どもの意向をいかに引き出す工夫をしているのか、子どもがより意欲的に日常生活を送ることができるように、どのような支援をしているのか等に着目します。

【留意点】

身の回りの生活支援にあたっては、衛生面や安全面に配慮した支援が行われているかどうか基本になります。

【事業者との対話を進めるために】

「日常の支援にあたって、子どもが望んでいることは何だと思えますか。」

「主体性や自律性を発揮することが難しい子どもの介助や支援にあたって、重要なことはどのようなことだと思えますか。」

「利用者調査 3の結果をどのようにお考えですか。」

評価項目 4 - 4

「子どもの健康を維持するための支援を行っている」

【評価項目のねらい】

この項目では、子どもの個別状況に応じて、健康を維持する支援を実施しているかどうかを評価します。また、発作等の急変時の対応体制についても評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.子どもの健康状態や服薬に関して、保護者から必要な情報を収集している	・子どもの健康に関して十分な情報を収集するにあたって、保護者から必要な情報を得るために、どのような体制を整えているか。受入時の計画や記録等で確認する。
2.子どもの服薬管理は誤りがないようチェック体制を整えている	・誤薬を防ぐために管理方法の工夫や、二重チェックなどの体制を整えているか。
3.子どもの体調変化(発作等の急変を含む)に速やかに対応できる体制を整えている	・子どもの体調の急変に対応できる体制を整えているか。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

必要に応じて、健康に関する助言や情報提供を行うなど、子どもが短期入所終了後も継続してよりよい健康状態を維持できるよう支援しているかなどに着目する必要があります。

【留意点】

利用期間によっては、子どもが日常的に通院している医療機関等との連携体制が求められることがあります。

【事業者との対話を進めるために】

「健康状態について子どもはどんなことを不安に思っているのでしょうか。」

「子どもの健康に関して、一番気をつけていることは何ですか。」

評価項目 4 - 5

「子どもの自主性を尊重し、サービス利用時の生活が楽しく快適になるような取り組みを行っている」

【評価項目のねらい】

この項目では、子どもの自主性、自律性を尊重しながら、日常の生活を楽しく快適なものにするための事業者の取り組みを評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.子どもの状況や希望に沿って生活を楽しめるような活動に取り組んでいる	・子どもの自主性を発揮できるように、どのような工夫がなされているか。
2.居室や共用スペース等は、子どもの状況に応じて、快適で落ち着ける環境・空間にしている	・居心地のよい環境設定を行っているか。室温管理、臭気対応、清掃体制等を確認する。 ・子どもの状況に応じて、良好な人間関係が築けるよう配慮しているか。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

子どもが相互に学びあう機会を設定したり、お互いの自主性を高められるような支援をしているかに着目します。

自主的な判断等をするのが難しい子どもに対して、どのように支援しているのかについても着目する必要があります。

【留意点】

短期入所では、通常の生活と環境が変わることにより、子どもにとっても施設で生活している他の子どもにとっても、さまざまな影響を与えることがあります。

【事業者との対話を進めるために】

「子どもの自主性を高めるために、どのような支援が求められていると思いますか。」

「子どもにとって施設での快適性とはどのようなことだと思いますか。」

評価項目 4 - 6

「施設と家族との連携を図っている」

【評価項目のねらい】

この項目では、施設と家族との関係をどのように構築しているのか、相互の意思疎通を良くし、信頼関係を築くための取り組みを実施しているかについて評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.入所中の子どもの状況を保護者に報告している	・入所中の子どもの生活状況等をどのように報告しているか。具体的な事例等で確認する。
2.保護者からの相談に対応する体制を整えている	・必要性をどのように認識し、どのように情報提供や支援を行っているか。記録等で確認する。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

保護者がさまざまな問題を抱えていたり、子どもと家族との関係が必ずしも良好でない場合もあります。施設との連携において、保護者がどのようなことを望んでいるのかを把握し、その中で必要なことはなにか検討したうえで、どのように対応しているのかに着目します。

【留意点】

子どもと家族との関係性は、子どもの障害受容や対人関係、価値観等に影響を及ぼしている場合があります。子どもの意向を尊重しつつ、保護者以外の家族(兄弟姉妹など)との関係性も考慮し、個別状況に応じた保護者との対応や支援が求められています。

【事業者との対話を進めるために】

「保護者は、施設にどのようなことを求めていると思いますか。」

評価項目 4 - 7

「地域との連携のもとに子どもの生活の幅を広げるための取り組みを行っている」

【評価項目のねらい】

この項目では、子どもが地域の一員として生活する機会をどのように創りだし、子どもを支援しているのかを評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.地域の情報を収集し、子どもの状況に応じて提供している	・子どもの状況に応じて、どのような情報を収集し、どのように提供しているか。
2.必要に応じて、子どもが地域の資源を利用し、多様な体験ができるよう支援している	・子どもが、地域社会の一員として生活できるよう、地域の社会資源を活用するために必要な支援をしているか。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

子どもの意向を把握するためにどのような点に工夫し、それに沿った地域の情報提供等がなされているかどうかに着目します。

【留意点】

短期入所の場合、事業所の所在地の近隣で生活する子どもばかりではありません。状況に応じた柔軟な対応が求められています。

【事業者との対話を進めるために】

「子どもや保護者は、どのような地域情報の提供を望んでいるのでしょうか。」

サブカテゴリー 5 . プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重

評価項目

- 1 子どものプライバシー保護を徹底している
- 2 サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している

【解説】

このサブカテゴリーでは、福祉サービス提供をするうえで基本となる、利用者のプライバシーの保護や個人の尊厳が尊重されているかについて評価します。

福祉サービスを利用する利用者は、社会的に支援を必要とする人々と言えます。しかし、どのような状況にある人であっても、その人らしい尊厳に満ちた生活を送ることができるように、事業者には利用者の状況に配慮した質の高いサービス提供が求められています。

ここでの「利用者」とは、主に入所する子どもですが、子どもに関する情報を扱う際に、その子どもの保護者に関するプライバシーについても配慮する必要があります。

ここでは、主にプライバシーの保護と虐待防止等も含めた個人の意思の尊重に焦点をあて、評価します。

評価項目 5 - 1

「子どものプライバシー保護を徹底している」

【評価項目のねらい】

この項目では、サービス提供等を通じて、子どものプライバシーの保護についてどのような取り決めがあるのか、子どものプライバシー保護等を事業所としてどのように定め、組織的に遵守しているか等を評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.子どもについて他機関へ照会する際、子どもや保護者の承諾を得るようにしている	・入所している子どもについて、外部への照会等にあたり、基本ルールをどのように定めているか。その際、子どもや保護者への十分な説明と同意を得ているか。手引書や記録等で確認する。

2.個人の所有物や個人宛文書の取り扱い、子どものプライベートな空間への出入り等、日常の支援の中で、子どものプライバシーに配慮している	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中で、子どものプライバシー保護をどのように具体化しているか。子どものプライバシーに関する基本的考え方と配慮の内容を、手引書や記録等で確認する。 ・子どもの年齢や個別状況に応じて、どのようなことに配慮をしているか。
3.子どもの羞恥心に配慮した支援を行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄介助時などにおける配慮や子どもの失敗を他者に知らせない配慮など、日常の支援における具体的な取り組みを確認する。 ・排泄や入浴の支援に関しては、低年齢児に対しての配慮も行っているか。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

サービス提供の過程でプライバシー保護の重要性をどのように認識し、業務を通じて知り得る個人のプライバシー保護を徹底するしくみを、組織としてどのように作り上げているかに着目します。

【留意点】

福祉サービスの提供は、極めて個別性が高いものであり、サービス提供にあたっては、個人のさまざまな情報を収集し、これをもとにきめ細かい支援方策を立案する必要があります。それ故に、事業者には子どもの個人情報の管理や適正な運用が必須であり、適切な支援を行うための外部への照会や他機関との連携の際も、子どもや保護者の納得と同意を基本とすることが求められています。

個人情報の保護・共有の組織的な取り組みについては、組織マネジメント分析シート「カテゴリー7」で評価します。

【事業者との対話を進めるために】

「子どものプライバシー保護の必要性について、職員間でどのような議論をしていますか。」

「子どものプライバシーを守るために、事業所としてどのような工夫をしていますか。」

評価項目 5 - 2

「サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している」

【評価項目のねらい】

この項目では、サービス提供の際に、子どもの権利を尊重し、子ども一人ひとりの意向や生活歴、価値観等を考慮して、子どもの状況に応じた生活を営めるような支援に努めているかを評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.日常の支援にあたっては、子どもの意思を尊重している	・日常生活の中で、子どもの意思尊重に努め、子どもや保護者が事業者の提案等に対し拒否を表明する機会を設けているか。拒否の表明のために、子どもは不利な扱いをうけていないか。
2.子どもの気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待、無視等が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に対策を検討し、対応している	・職員の子どもに対する不適切な対応をどのように発見し、是正しているのか、具体的な取り組みを手引書や会議録、研修やスーパービジョンの記録等で確認する。
3.虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている	・被虐待児童に対して必要な関係機関と連携し、どのような対応をしているのか。 ・事例がない場合には、被虐待児童がいないという事実をどのように確認しているのかと共に、事例が発生した場合の関係機関との連携や対応が想定されているかを確認する。
4.子どもの生活習慣に配慮した支援を行っている	・個人の思想・信条や長年の生活習慣等に基づいた子どもの言動をどのように支持し、支援しているのか、計画や記録等で確認する。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

子どもの権利擁護や虐待防止に関する職員の自発的な学習・研究活動などに着目します。

日常的な相談や支援を通じて、子ども自身に自らの権利や他者の権利について学ぶ機会を提供したり、子ども自身の自尊心を高められるような取り組みを行っているかどうかについても確認します。

【留意点】

福祉サービスの支援においては、子どもの権利を侵害しないことはもとより、積極的に個人の尊厳を尊重する関わり方が求められています。

一方、判断能力の十分でない子どもには難しい側面もありますが、子どもが自らの権利、または他者の権利を学ぶ機会を提供されることも重要なことです。

児童虐待、高齢者虐待に次いで、障害児者の虐待問題も法制化等への動きがみられます。虐待の分類としては、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、養育放棄(ネグレクト)等があげられます。虐待の背景には、介護ストレスや当事者の認識不足などが存在することが指摘されており、虐待予防のためには、介護従事者の研修やストレス・マネジメント、介護者への支援等が求められています。

近年、子どもに対する不適切な関わり(マルトリートメント)が問題になってきていますが、世界的には子どもの基本的人権を定めた国際条約である「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)があり、日本も批准しています。子どもの権利条約は、児童の最善の利益

の考慮のもと、子どもの人権(社会において幸せな生活を送るためにどうしても必要で、人間として当然に持っている権利)や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助(手助け)を進めることを定め、意見表明など能動的権利についても明記されています。

高齢者分野では、身体拘束ゼロ作戦が展開されています。障害児者の支援の過程でも、子どもに対する安全性の確保という観点から、やむを得ず抑制、施錠等を行う場面が想定されますが、この場合も、代替方策の検討や、どのように保護者の納得を得ようとしているのか、子どもの自尊心を傷つけない方策を考慮しているのか等に着目する必要があります。

【事業者との対話を進めるために】

「子どもの希望や意向を引き出すために、どのような工夫をしていますか。」

「子どもの権利について、どのようにお考えですか。」

「利用者調査 4の結果をどのようにお考えですか。」

サブカテゴリ 6 . 事業所業務の標準化

評価項目

- 1 手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている
- 2 サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている
- 3 さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している

【解説】

このサブカテゴリでは、業務を推進するうえで、職員一人ひとりによる対応のバラつきを平準化するなど、事業所として常に一定レベルのサービス水準を確保するために実施している取り組みを評価する項目です。

「一定レベルのサービス水準の確保」は、一律画一的なサービスを提供することをめざすものではありません。対人援助を基本とする福祉サービスには、定型化になじみ難い業務も多くありますが、サービスの基本となる事項や手順を明確にし、一定の基準に基づいてサービスを提供することにより、安定した質の高いサービスをめざすことが可能になります。基本事項が標準化されない中での個別対応は、バラつきや安定性を欠くことに繋がりがねません。

なお、事業所の実態を考えると、職員が1人しか配置されていない業務等もありますが、この場合でも職員の異動等を考慮し、業務の基本事項を確認し、継続的な支援体制の確立や研修等を通じて標準化をどのように進めているのかを評価します。

評価項目 6 - 1

「手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている」

【評価項目のねらい】

この項目では、職員が提供するサービス内容の一定水準を確保するため、業務内容の基準等を明文化する手段としての手引書等に関する評価をします。

「手引書」や「マニュアル」を、「個別対応を求められる福祉サービスには不要なもの」「画一的なマニュアルではサービスの標準化はできない」との見解も一部には見受けられますが、

この項目では、手引書という一つの手段を活用し、どのようにサービス水準を明確にし、業務の標準化・普遍化に取り組んでいるかということに重点をおいて評価することが重要です。

ここでいう事業所業務の標準化は、いわゆる対人援助の手順のみをさすものではなく、事業所が提供するサービスを構成するあらゆる要素を含みます。従って、安全管理、プライバシー保護、緊急時の連絡体制、夜勤時のチェックポイントなどを含めた業務全体の標準化について評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.手引書(基準書、手順書、マニュアル)等で、事業所が提供しているサービスの基本事項や手順等を明確にしている	・事業所における日常業務を行うための基本事項、実施手順、留意点等を文書や図表等で定めているか。
2.手引書等は、職員の共通理解が得られるような表現にしている	・手引書等は職員がわかりやすい表記や内容になっているか。
3.提供しているサービスが定められた基本事項や手順等に沿っているかどうかを点検している	・日常的な業務点検等で手引書等に定められた実施手順等が形骸化せず、実践されているかどうか確認しているか。
4.職員は、わからないことが起きた際や業務点検の手段として、日常的に手引書等を活用している	・定められた実施手順等が組織内に浸透するよう手引書等を日常的に活用する機会を設けているか。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

手引書等に記載された事項が、定常的に安定したサービスを提供するための基本ルールとして妥当なものか、事業所におけるこれまでの実践経験の蓄積をいかしたものになっているか、よりよい実践のために有効であるかなど、どのような視点に基づいて構築されているかに着目します。

【留意点】

「手引書」の形態は多様であり、必ずしも冊子形式をとっていない場合もあります。形式にとらわれず、標準化のために用いられるツールとなっているかを確認する必要があります。

例えば、「申し送りの際に話すポイント」や「ケース記録に記入すべき事項」をまとめたものなども立派な「手引書」と考えられます。「手引書」は、必ずしも非熟練者の指南書や単純労働の機械的な手順書とは限らず、「不測の事態に対処するため、日常的に備えておくべき視点」や「よりよいサービスを提供するために、事業所が蓄積した実践の核となるポイントをまとめたもの」と捉えることができます。

「その場に応じた適応能力を持つ職員を育てるために、極力マニュアル化をしない」など事業所の方針がある場合には、サービスの標準化を図るために、どのような対応策を講じているのかについて確認する必要があります。

【事業者との対話を進めるために】

「手引書をどのような時に使用していますか。」

「作成した手引書(マニュアル)の中で、最も力を入れていることは何ですか。」

評価項目 6 - 2

「サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている」

【評価項目のねらい】

この項目では、事業所の業務水準を見直す仕組みの確立について評価をします。

求められる水準は、保護者の要請や子どもの状態の変化、社会情勢や業界水準の変化等によって適宜変動するものであり、より適切な状態になるよう継続的に点検をすることが必要です。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.提供しているサービスの基本事項や手順等は改変の時期や見直しの基準が定められている	・定められた実施手順等の更新頻度や見直し基準等が明確になっているか
2.提供しているサービスの基本事項や手順等の見直しにあたり、職員や子ども・保護者等からの意見や提案を反映するようにしている	・定められた実施手順等の改訂の際に、職員や子ども・保護者等の意見をどのように取り入れているか。
3.職員一人ひとりが工夫・改善したサービス事例などをもとに、基本事項や手順等の改善に取り組んでいる	・職員が工夫した改善事例を他の職員に伝えたり、全体の実施手順等の改善に取り組むなどを行っているか

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

子どもや保護者、事業者を取り巻く状況の変化と、基本的な支援の方法との関係を考慮するしくみが整っているかどうかについて着目します。

【留意点】

手引書等の改訂にどの程度職員の意見が取り入れられているかなど、策定のプロセスも確認する必要があります。

【事業者との対話を進めるために】

「よりよいサービス提供のために、どのような点に力を入れて見直しをしていますか。」

「具体的に、職員の意見が取り入れられているのはどのような点ですか。」

評価項目 6 - 3

「さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している」

【評価項目のねらい】

この項目では、事業所で提供している業務の一定の水準を確保するため、サービスの基本事項や手順等を職員全体が共有する方策として、各事業者が実施しているOJT等の手段を評価します。

【標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
1.打ち合わせや会議等の機会を通じて、サービスの基本事項や手順等が職員全体に行き渡るようにしている	・事業所の業務水準を保つために、標準化が職員全員に周知・体得されているか。会議録等を確認する。

2.職員が一定レベルの知識や技術を学べるような機会を提供している	・職場外研修等の設定をはじめ、標準化を図るために職員に知識・技術等を獲得する機会を提供しているか。
3.職員全員が、子どもの安全性に配慮した支援ができるようにしている	・子どもの安全性を確保するための取り組みが組織的になされているか。手引書の記載・研修実施状況・会議録等で確認する。
4.職員一人ひとりのサービス提供の方法について、指導者が助言・指導している	・職員が一定水準のサービス提供できるよう指導体制を整えているか。
5.職員は、わからないことが起きた際に、指導者や先輩等に相談し、助言を受けている	・職員は能動的に指導者に相談し、組織として標準化が図られているか。

【標準項目を超えた取り組みの着眼点】

事業所が提供しているサービス水準を確保するための工夫、重要な原理・原則あるいは有効な手法等をさまざまな経歴や専門性をもった職員に浸透させるための工夫に着目します。

職員のスキルアップをバックアップするため、事業所が実施しているサポートのしくみについても着目します。

【留意点】

職員の研修計画等は、組織マネジメント分析シート「カテゴリー5」でも評価します。

【事業者との対話を進めるために】

「職員間の対応がバラつかないように、どのような工夫をしていますか。」

「職員が業務の標準化について共通認識をもつことができるように、どのようなことに重点を置いていますか。」